

手形行為独立の原則を巡る諸問題 —理論的根拠・裏書への適用・悪意者への適用—

植 田 徹 也

目 次

序論

第一章 手形行為独立の原則の意義と留意点

第一節 手形行為独立の原則の意義

第二節 手形行為独立の原則における留意点

第二章 理論的根拠を巡る争い

第一節 政策説の意義と問題点

第二節 当然説の意義と当然説を採る根拠

第三章 裏書への適用の可否とその理論的根拠

第一節 学説の沿革

第二節 問題の所在

第三節 裏書の担保的効力の理論的根拠

第一項 法定効果説の意義と問題点

第二項 意思表示説の意義と意思表示説を採る根拠

第四章 判例の分析と検討

第一節 判例の事案と判旨

第二節 判例の分析・検討

第五章 悪意の手形取得者への適用の可否と試論

第一節 学説の沿革

第二節 悪意者適用否定説の論拠

第一項 裏書無効の場合

第二項 振出無効の場合

第三節 当然説と意思表示説を採りながら、悪意者への適用を否定する試論

結論

序論

手形行為独立の原則（手形法7条・32条2項・77条2項3項）を巡っては、それを認める理論的根拠に関し、古くより争いがあり、未だ定説を見ない。大きく、「政策説」と「当然説」に分かれている（本稿 第二章参照）。

次に、裏書についても手形行為独立の原則が適用されるという結論に関しては、大勢は決しているようである。しかし、裏書の担保的効力（裏書人の償還義務・遡求義務）の理論的根拠

が、これも「法定効果説」と「意思表示説」に大別され、その対立が、裏書に手形行為独立の原則が適用されるとする結論に対する説明方法の違いに反映している（本稿 第三章参照）。

更に、裏書にも手形行為独立の原則が適用されるとして、悪意の手形取得者に対してはどうかという点に関しては、「悪意者適用肯定説」と「悪意者適用否定説」に分かれ、これも上述の2論点の理論的説明の影響を受けている（本稿 第五章 第一節参照）。

そこで、私は、概ね結論が変わらず、説明方法の違いに過ぎない前者の2論点に関しては、より理論的に精緻と思われる「当然説」と「意思表示説」を支持する。しかし、結論が変わってくる後者の1論点については、理論的一貫性よりも具体的に妥当な結論に重きを置き、悪意者への適用を否定する（「悪意者適用否定説」）。ただ現在のところ、「当然説」と「意思表示説」を採りながら、悪意者への適用を否定する学説は見当たらず、私の一人説である。

そして、この私の試みが説得力を持つのかどうか、検証していきたいと思う（本稿 第五章 第三節参照）。

第一章 手形行為独立の原則の意義と留意点

第一節 手形行為独立の原則の意義

手形行為独立の原則とは、同一手形上の各手形行為はそれぞれ独立して効力を生じ、論理的前提となった他の手形行為の実質的無効によって影響を受けないという原則である。

手形行為には、振出のように他の手形行為を論理的前提としない「基本的手形行為」と、引受・裏書・保証のように他の手形行為を論理的前提とする「附属的手形行為」がある。これらの手形行為は1通の手形上に重畳的なされる。基本的手形行為については、手形行為独立の原則は意味をなさないが、附属的手形行為について実益がある。つまり、先行する振出・裏書等の行為が無効となった場合において、それに続く裏書等の手形行為も無効となるのではないかとの疑問が生じる。しかし、仮に無効となるとすると、手形取得者は、取得の際に、先行する手形行為すべてについてその有効性を調査しなければならず、手形の流通性が害される。

そこで、手形法は、形式を充足した手形に署名した者は、先行の手形行為が実質的理由で無効（制限行為能力によって取り消された・無権代理・偽造等）であっても、独立して自己の手形行為により、債務を負担させることとした。これが、手形行為独立の原則である。

第二節 手形行為独立の原則における留意点

手形行為独立の原則における留意点が2つある。

第1に、手形法7条の文言から明らかなように、債務負担の面で機能するということである。

例えば、AからBに対する振出が制限行為能力を理由に取り消された場合は、Aは手形債務を負担しない。しかし、その場合に裏書人BがCに対して裏書したときは、Bの担保責任（債務）は有効に成立する（ここでは、裏書にも手形行為独立の原則が適用されるとする判例・通説の立場を前提とする）。

また、振出ではなく裏書の場合、例えば、BからCへの裏書が制限行為能力を理由に取り消された場合、Aに対する権利はBからCへ移転しない。ところが、Cが更にDに裏書したとき

には、Dへの裏書は有効か。

この点について、Cが債務を負担するかに関しては、Bの裏書が取り消されたとしても影響を受けない。これは、手形行為独立の原則の適用場面である。

しかし、Aに対する権利がBからCへと移転していないため、CからDにも移転しない点については、手形行為独立の原則とは無関係である。ここで機能するのは、権利移転面における瑕疵を治癒する善意取得の制度（手形法16条2項）である¹⁾。

第2に、手形行為独立の原則は、先行する手形行為の実質的効力の影響を受けないだけであって、形式的要件を欠いた場合には影響を受け、手形行為独立の原則の適用はなく（但し、この点について、結論的には変わらない反対説は存在する^{2) 3)}）、物的抗弁となる。

例えば、A・B間の振出において、形式的要件である手形要件を欠いていた場合には振出は無効であり、BからCへの裏書もその影響を受けて無効となる。即ち、前者の形式的要件に瑕疵があった場合には、それを前提とした他の手形行為はその瑕疵の影響を受けてすべて無効になってしまう。このように解しても、形式的な瑕疵は手形面の記載を見れば明らかであり、手形取得者は簡単にその有無を判断できるので手形取引の安全を害する虞は存しないのである。

第二章 理論的根拠を巡る争い

第一節 政策説の意義と問題点

政策説は、本来、手形行為は先行の手形行為を前提としてなされるものであり、一般私法上の原則によれば、先行行為が無効であればそれを前提とする後行行為も無効になるが、手形行為独立の原則は、このような一般原則に対する例外をなすものであって、手形取引の安全乃至手形の流通保護のために、法が特に認めた特則であるとする見解である。

つまり、1通の手形上になされる数個の手形行為は、その間に論理的な関連性があり、前提となる手形行為が無効であれば、それを前提とする他の手形行為も無効となるはずのところを、手形取引の安全・手形の流通保護の見地から、政策的に影響を断ち切ったと考えるものである。

政策説に立つと、手形行為独立の原則は先行行為の実質的有効性をチェックする必要性を省くためのものとなり、形式的要件の瑕疵（「方式の瑕疵」手形法32条2項参照）は手形面上から判断できるから、形式的要件の瑕疵の場合には、手形行為独立の原則の適用はないことになる（本稿 第一章 第二節後段参照）。

しかし、政策説は、後述する裏書人の担保責任に関する法定効果説と同様に、「手形法7条という条文があるから、条文通りの効果が認められる。」と述べるに止まり、理論的説明としては不十分であり、安易に感じる。手形法7条の背景にある手形法独特の世界をより深く追究すべきであると私は考える。

また、「政策説は、その前提に誤りがある。けだし、裏書を例にとると、裏書による手形債務の発生は、前者の裏書が有効であることを前提としているわけではない。前者の裏書が有効であることを前提としているのは、裏書による手形上の権利の移転効の方である」という批判も存する⁴⁾。

第二節 当然説の意義と当然説を採る根拠

当然説は、手形行為独立の原則は、手形の流通保護のために法が突如として政策的に認めた特則と解すべきではなく、手形行為の性質自体が、同一の証券上になされていても、それぞれ他の手形行為と無関係に手形上の記載を内容とする債務を負担する文言的行為であることから生じる当然の結果に他ならないとする見解である。

換言すると、各手形行為がおのおの手形上の記載に従って手形債務を負担するという意思表示から成る法律行為であることに基づく当然の原則と捉えることになる。従って、手形法7条・32条2項・77条2項3項は注意規定となる⁵⁾。

そして、形式的要件の瑕疵の問題に関しては（本稿 第一章 第二節後段参照）、先行行為の方式を後行行為が自己の方式として利用していることから、後行行為自身に方式の瑕疵が存し、後行行為も無効となり、手形行為独立の原則は適用がないと説明すれば十分である⁶⁾。

私が、理論的に、より精緻と考える当然説を支持する理由は、以下の3点に存する。

- ①手形行為は一般の民商法上の世界と全く異なり、独自の宇宙を形成している。例えば、無因証券性や設権証券性、そして人的抗弁の切断（手形法17条）や善意取得の動産に対する要件緩和（手形法16条2項）等である。ここでは、手形法及び手形行為の特殊性が強調されるべきであり、手形行為の性質を一般私法上の法律行為と同一に解すべきではない。
- ②手形という目に見える証券が目に見えない権利（手形債権）を表章し、或いは逆に、目に見えない権利が目に見える証券に化体することによって権利に高度な流通性を付与した。これは目的達成のための非常に合理的な手段である。裏書の資格授与的効力（手形法16条1項）もその現れの1つである。そして、その手段の合理性を徹底するためのものとして、手形行為独立の原則も射程に入れることができる。
- ③手形という、法的・経済的・社会的に重要な証券に署名すること自体の重大な意味内容を署名者は当然自覚していると考えべきである。即ち、手形に署名することは、手形記載の金額について債務負担の意思が確かに存するという当事者意思を重視すべきである。従って、他の署名者（手形行為者）とは関わりなく、各署名者が独立して責任（手形債務）を負うのである。

第三章 裏書への適用の可否とその論拠

第一節 学説の沿革

かつては、裏書に手形行為独立の原則の適用はなく、裏書人が善意の手形所持人に対して担保責任（手形法15条1項・77条1項1号）を負うのは善意取得（手形法16条2項・77条1項1号）の効果であるとする見解も存在した。

しかし、善意取得とは手形上の権利が存在することを前提として、手形の占有を失った者が権利を喪失すると同時に、その権利を善意の手形譲受人が取得する制度である。従って、本来存在しない権利までを善意取得の対象とすることはできない^{7) 8)}。

この批判は肯綮に中っており、その後、善意取得の問題とする立場は支持を失っている。

そして、現在では、端的に、裏書に手形行為独立の原則が適用されるか否かが論点とされ、

後述するように（本稿 第三章 第二節参照）、通説は肯定するに至っている。

第二節 問題の所在

上述したように、手形行為独立の原則は債務負担面で働く。従って、附属的手形行為のうち、引受、参加引受（小切手の場合の支払保証も同様である）は、債務の負担自体を目的（内容）とする行為であるから、手形行為独立の原則が適用されることに問題はない。

これに対して、裏書は、債務負担を一次的目的とする行為ではなく、権利（手形債権）の移転を中核的目的とする行為である。そこで、裏書についても手形行為独立の原則が適用されるかが問題となる。

実質的に考えると、無権利者が裏書した場合に仮に担保責任を認めないとすると支払の確実性が脆弱化し、手形の流通促進が大きく損なわれる。また實際上、手形行為独立の原則は裏書について顕在化するケースが多いにも拘らず、裏書に適用されないとすると手形法7条の存在意義は少なくなってしまう。

こういった実際上の理由から、現在では、手形行為独立の原則は裏書にも適用されるとするのが判例・通説の立場である。

もっとも、理論的には、この問題は、手形行為独立の原則の理論的根拠（「政策説」と「当然説」の対立）及び裏書の担保的効力の理論的根拠（「法定効果説」と「意思表示説」の対立）の捉え方と関連する。

第三節 裏書の担保的効力の理論的根拠

第一項 法定効果説の意義と問題点

法定効果説は、裏書の担保的効力は手形の流通性確保のために法が認めた責任（法定の効果）とする見解である。

しかし、ここでも、手形行為独立の原則の理論的根拠における政策説に対する批判が、そのまま当てはまる。つまり、法定効果説は、「手形法15条1項の文言通りの効果が発生する」と言うに止まり、理論的説明が不十分ではないかと感じる。

更に、「法定効果」自体の意味が実は明らかでない⁹⁾。「条文通りの効果が発生する」と言う意味に捉えたと内容が空虚なものになる。それに、後述の「悪意者を包含するか否か」という問題（本稿 第五章参照）を論ずる意味も希薄となる。というのは、条文通りであるならば、「善意者に限定する」という文言が書かれていない以上、悪意者を含むのは当然と考えられるからである。

にもかかわらず、法定効果説の中には、政策的に悪意者に対する適用を排除する見解も有力であり、これは取りも直さず条文の裏にある思想を解釈することによって文言自体を修正しているもの（変更解釈）である。

第二項 意思表示説の意義と意思表示説を採る根拠

意思表示説は、裏書の担保的効力を裏書による債務負担の効果であり、裏書人の意思表示（手

形要件を具備した手形に自ら署名すること）に基づくものとする見解である。

確かに裏書人が裏書をする本来の意思は手形上の権利の移転にある。しかし、ここでも、やはり、裏書人が手形に署名をすることの意味を重視すべきである。

そして、裏書には「権利移転の意思」のみならず、「債務（逋求義務）負担の意思」も併存すると解すべきである。そのことが、手形の高度な流通性に対応する「支払の確実性」の要請にも合致するのである。しかるに、裏書人に矛盾しない二つの意思が併存しても不自然ではない。

よって、私は、裏書の担保的効力の理論的根拠についても署名者の意思を重視し、意思表示説の立場を採る。

第四章 判例の分析と検討

第一節 判例の事実と判旨

約束手形金請求事件

最判昭和33年3月20日（民集12巻4号583頁）

[事実]

Aは、B会社の代表者であるCと相談して、「B株式会社取締役社長A」名義の約束手形を振り出し、これに受取人Yをして白地裏書をなさしめ、Yに代わってXに交付して手形割引金を取得した。

Xは、これを他に譲渡したが、期日に不渡りとなったので受け戻し、裏書人Yを相手として手形金額及び利息の支払を求めて本訴を提起した。Yは、Xは本件手形の振出人がBではなくAであり、従って、B会社の適法な代表者によって振り出されたものでないことを知りながら、Bから交付を受けたもので、Xは手形法17条但書にいう悪意の取得者であると主張した。

原審は「XはB会社から手形の割引を求められ、Yの裏書があればこれに応ずるべき旨述べた結果、B会社のAが本件手形につきYの白地裏書を得てYに代わりこれをXに交付した」として、AにB会社を代表する権限があったか否かは、裏書人の責任に何らの消長も来たさないとして控訴を棄却した。

これに対し、Yが手形法17条、77条の解釈を争って上告した。

[判旨]

〈上告棄却〉「原審の認定した事実関係の下においては、Yは本件手形の真正な裏書人であるというのであるから、Xが所論のように本件手形振出人の代表者名義が真実に反することを知っていたとしても、上告人の裏書人としての手形上の責任は何ら消長を来たさないものというべきである。」

第二節 判例の分析・検討

まず、本判決は、裏書にも手形行為独立の原則が適用されることを当然の前提としている点で、通説と轍を一にする。

次に、後述する（本稿 第五章参照）悪意の手形取得者に対しても手形行為独立の原則が適

用されるか否かの論点に関しては、結論として、悪意者にも適用を肯定している。つまり、本判決は、代表権を有しない者が会社を代表して手形を振り出した場合に、それについて被裏書人が悪意であっても、裏書人は被裏書人に対して担保責任（償還義務・遡求義務）を負うとした点で意義を有する。即ち、本判決は、仮に、Aによる振出が実質的に無効である（B株式会社にその効果が帰属しない）としても、悪意のXはYに対して担保責任を追及できるとするものである¹⁰⁾。

但し、その理論的根拠は明らかでない。つまり、政策説か当然説か、また、法定効果説を採るのか意思表示説を採用するのかに関しては触れていない。

第五章 悪意の手形取得者への適用の可否と試論

第一節 学説の沿革

ここで、これまでの学説の流れを概観しておく。

この問題は、手形行為独立の原則の理論的根拠と関連する。手形行為独立の原則の理論的根拠について、当然説の立場に立てば、手形行為独立の原則は悪意の手形取得者にも当然に適用されるとするのが理論的に簡明である。手形行為独立の原則は、手形行為者の債務負担の意思表示に基づく効果であるから、相手方たる手形取得者の主観的態様によって影響を受けないのは自明の理と考えられるからである^{11) 12) 13) 14)}。しかし、この点について、後述するように（本稿 第五章 第三節参照）私は異を唱えたいと思う。

それでは、政策説に立てばどうなるか。適用肯定説と適用否定説に分かれる。

手形行為独立の原則は、単に手形の善意取得者保護という要請だけから生まれたものではなく、それぞれの手形行為の確実性を高め、手形の信用を増進させようとする制度であることを理由として悪意の手形取得者にも適用されるという見解が適用肯定説である。つまり、画一的処理による手形制度の法的安定を重視するものである。

これに対し、先行する手形行為が有効であるという外観を信頼した者（善意の取得者）だけが保護されるべきと解し、個別的取引安全を重視する立場が適用否定説である。

第二節 悪意者適用否定説の論拠

悪意者に対しても適用を肯定する説の論拠は、上述したように、「手形行為の確実性を高め、手形の信用を増進させようとする制度が手形行為独立の原則である。」とするところにある。

しかし、その中味は、結局、個々の手形取引における善意の手形取得者保護に尽きるはずである。悪意者まで保護して、手形債務者（署名者）を犠牲にする理由は見当たらない。

成る程、民法177条・178条の物権変動の対抗問題においては、例えば二重譲渡の場合に単純悪意者も保護される。しかし、それは、資本主義的自由競争の枠内において「食うか食われるかの関係」にあるから認められるのであって、本論文のテーマとは場面を異にする。

法における正義である「衡平」の見地からは、他者を犠牲にしてまで保護されるべき者は、善意者に限られることを大原則とすべきである。

以下では、裏書無効の場合と振出無効の場合に分けて、更に悪意者適用否定説の論拠を展開

する¹⁵⁾。

第一項 裏書無効の場合

- ①手形行為独立の原則によって、手形取得者が直接の裏書人に対する権利を取得することを認めるならば、その反面、本来手形の返還を請求できるはずの者からの手形の返還請求権を奪うことになる。このような者の利益を犠牲にして、手形取得者を保護するためには、手形取得者側に「善意」という要件を付加すべきである¹⁶⁾。
- ②裏書人に対して担保責任を追及できる権利（償還請求権）は、本来、手形の正当な所持人が満期に適法な支払呈示をしたにも拘らず、支払拒絶された場合に取得する権利であり、悪意の手形取得者のような無権利者が取得できる権利ではない¹⁷⁾ ¹⁸⁾。

第二項 振出無効の場合

裏書無効の場合と異なり、手形取得者（所持人）が振出人に対する権利を善意取得することはありません。手形取得者の裏書人に対する償還請求権だけが独立に発生するか、つまり、裏書人の手形取得者に対する担保責任だけが独立して発生するかが問題となる。

この場合においては、無効な手形行為をしてしまった者の利益と手形取得者の裏書人に対する償還請求権を行使したいという利益を比較衡量すると、手形取得者が善意で手形を取得したときに限って、手形取得者の裏書人に対する償還請求権だけが独立して発生すると解すべきである¹⁹⁾。

更に、悪意者適用否定説の立場から、「約束手形の振出が行為能力の制限により取り消されて無効となるべきこと、あるいは偽造により無効であること、したがって振出人に対して手形金の支払請求をすることができないことを知って手形を取得した者が、満期に手形の支払が拒絶されたことを理由に、裏書人の担保責任を追及することを認めるべきであろうか。裏書人は、振出人に対して請求できないことを知りながら約束手形を取得した者に対しても、担保責任を負うのだろうか。この場合に、裏書人の担保責任を認めて悪意の手形取得を保護することに何か合理的な理由があるのだろうか。疑問である。」との主張がなされている²⁰⁾。

第三節 当然説と意思表示説を採りながら、悪意者への適用を否定する試論

手形行為独立の原則に関する「政策説」及び裏書の担保的効力に関する「法定効果説」からは、善意の手形取得者に対してのみ手形行為独立の原則を適用し、悪意者に対しては適用を否定することは容易である。

それに対し、私見のように「当然説」と「意思表示説」を採れば、悪意者にも手形行為独立の原則が適用されるのは理論的に自明であると解されてきた。

しかし、この自明とされてきた従来の考え方は、1つのドグマではないかと私は考える。

つまり、当然説と意思表示説を採りながら「悪意者適用否定説」を採ることも許されるのではないか。

その理由を以下に挙示する。

①債務負担の意味をもつ署名と、それが「誰に対する」債務負担の意思なのかという問題は、分けて検討することが可能である。手形債務者（署名者）の意思として、「善意の手形取得者に対してのみ債務を負担する」と解釈する（署名者が債務を負担する相手方を限定する）ことは強ち不自然ではなく、むしろ手形債務者の推定的意思に適うものであると考える。

②特に、商法や民法のような私法領域においては、当事者間の紛争を公平に解決するために、「結論の具体的妥当性」を図る必要がまず存在し、その説明の（つまり、結論の正当性を強化する）ために、従として「理論」が存在すると考えるべきである。この点で、理論的一貫性が最優先される刑法等の分野とは異なる。

例えば、商法・会社法では、名板貸人の責任（商法14条）、商号続用営業譲受人の責任（商法17条1項）、表見支配人（商法24条）、表見代表取締役（会社法354条）等がある。

また、民法の例として、表見代理（109条・110条・112条）、善意取得（192条。原始取得と言ってもしまえばそれまでだが、「有からしか有は生じない」という法律学の大原則に対して、利益衡量的見地から「無から有を生じる」ことを容認する重大な例外である）、債権の準占有者に対する弁済（478条）等が挙げられる。

③手形制度全体の目的が、支払の現実性を前提とした上で、手形上の権利の高度の流通性保護にある。すべては、そこから始まり、そこで終わる。本論文の各論点も然りである。

そのスタンスからは、理論的説明はどうであれ、最終的に善意の手形取得者のみを保護すれば十分である。その個々の手形取引の安全性の集積が手形制度全体に対する信用性確保に繋がるのである。

結論

本論文は、試論であり、序論で述べたように現在のところ「一人説」である。しかし、理論的には当然説と意思表示説を採りながら、利益衡量と具体的妥当性重視の見地から、悪意者に対する適用を否定するという結論は、望ましいものであると考える。

注

- 1) 伊藤真著『商法（総則・商行為）・手形小切手法 [伊藤真試験対策講座 8]』247頁（2006年、弘文堂）
- 2) 鈴木竹雄・前田庸著（法律学全集32）『手形法・小切手法 [新版]』124頁（1992年、有斐閣）
- 3) 長谷川雄一著『基本商法講義 [手形法・小切手法] 第三版』127頁（2000年、成文堂）
- 4) 坂井芳雄著『手形法小切手法の理解』49頁（1996年、法曹会）
- 5) 長谷川・前掲3）127頁
- 6) 鈴木・前田・前掲2）125頁
- 7) 上柳克郎ほか編『新版 手形法・小切手法 *商法講義*』〈有斐閣双書〉46頁（1998年、有斐閣）
- 8) 鈴木・前田・前掲2）126頁
- 9) 上柳克郎ほか・前掲7）47頁
- 10) 弥永真生著『最新重要判例200 [商法] 第3版』20頁（2010年、弘文堂）

- 11) 弥永真生著『リーガルマインド 手形法・小切手法 [第2版]』128頁 (2001年、有斐閣)
- 12) 大塚龍児ほか著『商法Ⅲ 手形・小切手 [第3版]』(有斐閣Sシリーズ) 46頁 (2006年、有斐閣)
- 13) 末永敏和著『手形法・小切手法——基礎と展開』92頁 (2001年、中央経済社)
- 14) 川村正幸著 (新法学ライブラリ=15)『手形・小切手法 第3版』44頁 (2005年、サイエンス社)
- 15) 弥永・前掲11)『リーガルマインド 手形法・小切手法 [第2版]』129頁～131頁
- 16) 大塚龍児ほか・前掲12) 46頁
- 17) 弥永・前掲11)『リーガルマインド 手形法・小切手法 [第2版]』129頁～130頁
- 18) 末永・前掲13) 93頁
- 19) 伊藤・前掲1) 254頁
- 20) 森本滋編・早川徹著『手形小切手法講義』43頁 (2008年、成文堂)

参考文献

- 伊藤真著『商法 (総則・商行為)・手形小切手法 [伊藤真試験対策講座8]』246頁～256頁 (2006年、弘文堂)
- 上柳克郎ほか編『新版 手形法・小切手法 *商法講義*』(有斐閣双書) 44頁～47頁 (1998年、有斐閣)
- 大塚龍児ほか著『商法Ⅲ 手形・小切手 [第3版]』(有斐閣Sシリーズ) 43頁～47頁 (2006年、有斐閣)
- 川村正幸著 (新法学ライブラリ=15)『手形・小切手法 第3版』43頁～46頁 (2005年、サイエンス社)
- 河本一郎・奥島孝康編著『新判例マニュアル 商法Ⅲ 手形法小切手法』40頁～41頁 (1999年、三省堂)
- 坂井芳雄著『手形法小切手法の理解』46頁～51頁 (1996年、法曹会)
- 末永敏和著『手形法・小切手法——基礎と展開』91頁～93頁 (2001年、中央経済社)
- 鈴木竹雄・前田庸著 (法律学全集32)『手形法・小切手法 [新版]』122頁～128頁 (1992年、有斐閣)
- 関俊彦著『金融手形小切手法 [新版]』208頁～212頁 (2003年、商事法務)
- 田邊光政著『最新手形法小切手法』218頁～221頁 (1987年、中央経済社)
- 丹羽重博著『手形・小切手法概論 [第二版]』58頁～62頁 (2003年、法学書院)
- 長谷川雄一著『基本商法講義 [手形法・小切手法] 第三版』126頁～131頁 (2000年、成文堂)
- 早川徹著 (ライブラリ 法学基本講義=11)『基本講義 手形・小切手法』47頁～48頁 (2007年、サイエンス社)
- 平出慶道・田村諄之輔編『現代法講義 手形法・小切手法』19頁～21頁 (1990年、青林書院)
- 平出慶道ほか編 (注解法律学全集25)『手形・小切手法』77頁～87頁 (高窪利一著) (1997年、青林書院)
- 丸山秀平・宮島司編『基本判例8 手形法・小切手法』8頁 (1998年、法学書院)
- 御室龍・宇田一明著『注釈 約束手形法全訳』49頁～52頁 (1996年、中央経済社)
- 森本滋編・早川徹著『手形小切手法講義』41頁～43頁 (2008年、成文堂)
- 弥永真生著『最新重要判例200 [商法] 第3版』20頁 (2010年、弘文堂)
- 弥永真生著『リーガルマインド 手形法・小切手法 [第2版]』56頁～57頁, 127頁～131頁 (2001年、有斐閣)